

福井県福井警察署告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により、法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取り付けに関する事務（以下「確認事務」という。）の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により、その受託者（以下「放置車両確認機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）で定める事項について次のとおり公示する。

令和6年9月20日

福井県福井警察署長

帰山 尚樹

1 放置車両確認機関

(1) 名称

福井郵便通送株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

福井県福井市板垣4丁目411番地

2 政令第17条の7で定める放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福井県福井警察署の管轄区域内

(2) 期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで